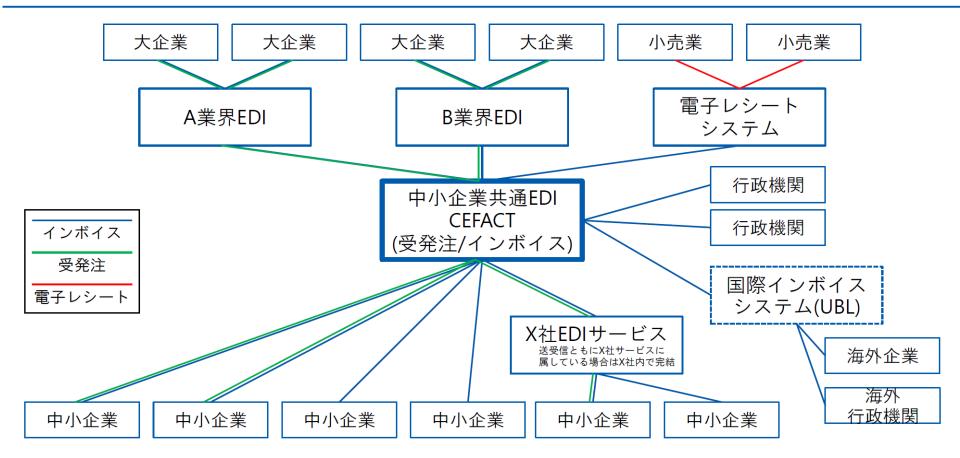
# 日本版電子インボイス共通仕様の再提案

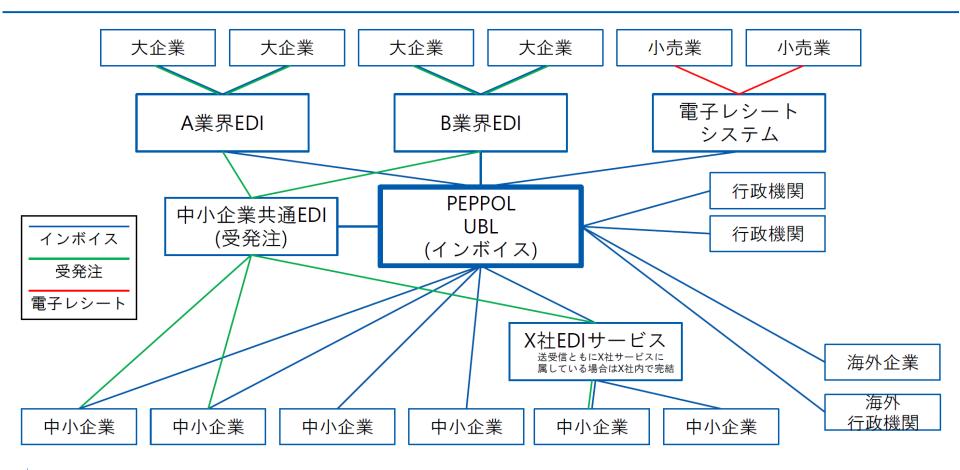
特定非営利活動法人 ITコーディネータ協会 共通EDI標準部会

### 「共通電子インボイスシステム」(案1: CEFACT CII)



© 2020 E-Invoice Promotion Association

#### 「共通電子インボイスシステム」(案2: UBL/PEPPOL)



© 2020 E-Invoice Promotion Association

6

# 日本版電子インボイス 共通仕様提案 (案3)

### 日本版電子インボイス共通仕様の提案

- 我が国商習慣と環境に最適化した電子インボイス
  - 【要件1】「月締め決裁に対応する」電子インボイス
  - ・【要件2】「業種の壁を越えたデジタル適格請求書交換」を実現する電子インボイス
  - 【要件3】電子インボイスの付加価値となる「エビデンスの自動突合」が可能な電子インボイス
- 業界の壁を超えるための電子インボイス共通仕様
  - 【電文層】日本版電子インボイス共通メッセージ仕様
    - 異なる業界固有電子インボイスを連携し、業種の壁を超える適格請求書交換のための変換ツールとして「メッセージ共通辞書」と「共通コード表」のセットを共通メッセージ仕様として提供
    - 「メッセージ共通辞書」は電子インボイス国際標準(国連CEFACT CII)に基づき策定する
  - 【通信層】日本版電子インボイス連携共通通信基盤
    - 業種の壁を越えて連携する電子インボイス共通メッセージを通信する「国際標準EDIプロトコル」および「アクセスポイント共通仕様」を備えた「電子インボイス連携共通通信基盤」を提供

### 電子インボイス連携基盤の実装構造

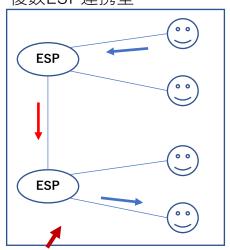
アプリケーション/メッセージ/ネットワークは独立 に定義でき、それらの組合せで全体のシステムが構築 される。

XX EDIサービス XX クラウドサービス

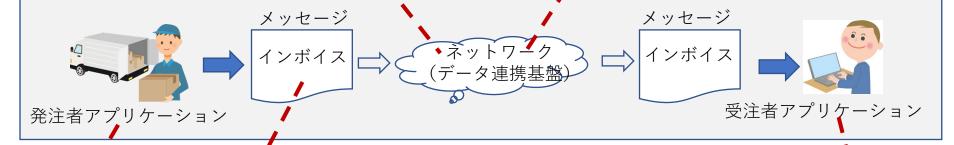
> \*ESP: EDI サービスプロバイダー (今後、共通ネットワー クへのアクセスポイント を兼ねることを想定)

単一ESP型 ESP

#### 複数ESP連携型



中小企業共通EDI ESP連携プロトコル PEPPOL 4コーナモデル



ERPシステム 販売・購買ソフト 会計ソフト PEPPOL UBL UN/CII 中小企業共通EDI 流通BMS ECALGA 現状では異なる業界電子インボイス を業界の壁を越えて連携できない

ERPシステム 販売・購買ソフト 会計ソフト EXCEL

2020/11/7\_r6

©2020 ITCA

6

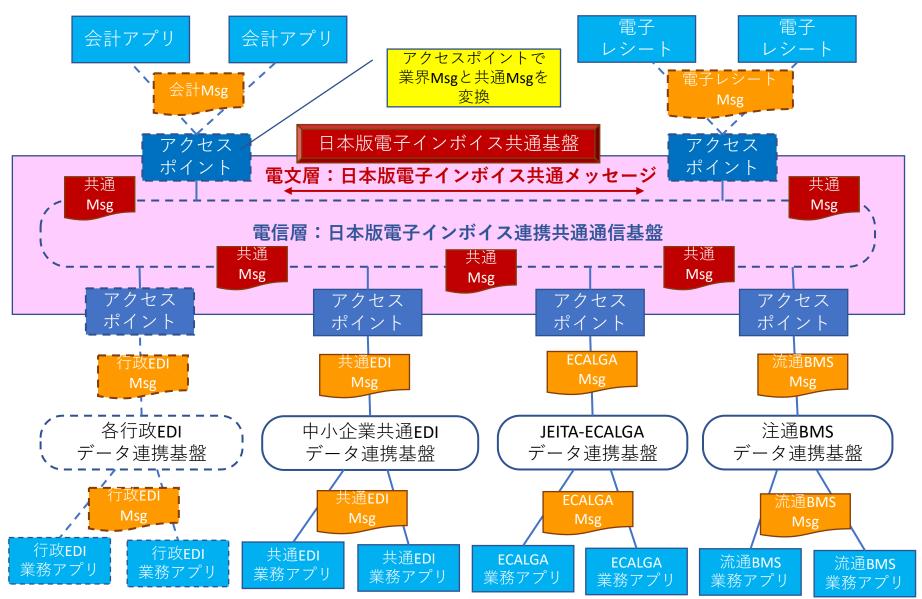
### 企業間取引データ連携基盤の構造概要比較

基盤の層	説明	PEPPLE	共通EDI	流通BMS	ECALGA
業務アプリ層 Application	国内企業が容 易に調達実装 出来ることが 必要。	海外では、SAP、 Tradeshiftなどが対応。 国内での対応は未知 数。	インフォマート、 OBC、PCAなどが対応。 潜在的な利用企業は 中小企業数万社。	大手流通業(大手 小売、大手卸)中 心に約500社(社 名公表)が利用。	大手電子電機製造 業を中心に約1万4 千社が利用。
電文層 Message	国内商習慣との対応が必要。	欧州で国際標準として認められている UBL(XMLメッセージ)を採用。 (国内取引商習慣への適合を要検討。)	国連で国際標準として認められている UN/CEFACT-CCLとCII準拠XMLメッセージ。 国内取引の商習慣に対応した電子インボイス仕様_draft整備済	国際標準非対応の 業界XMLメッセー ジ。 大手流通業の商取 引に特化。 業界電子インボイ ス仕様を整備中	国際標準非対応の 業界XMLメッセー ジ。 大手電機・電子業 界の商取引に特化。 業界電子インボイ ス仕様を整備中
通信層 Transport	既存のデータ 連携基盤との 接続が必要。	4コーナーモデル プロトコル: ebMS3.0	4コーナーモデル ESP連携プロトコル (外部のデータ連携 基盤とebMSで連携可 能)	流通BMSデータ連 携基盤 プロトコル:JX手 順、ebMS、AS2	ECALGAデータ連 携基盤 プロトコル: ebMS3.0
特徴		行政インボイスのデ ジタル化を目的とし て制定	紙帳票による商取引 全体(注文、出荷、 請求)のデジタル化 を目的として制定	大手流通業の商取 引全体(注文、出 荷、請求)をデジ タル化	大手電機・電子業 界の商取引全体 (注文、出荷、請 求)をデジタル化

- 電文層と通信層は、分けて検討することが必要。(例えば、ebMS3.0に共通EDIメッセージを載せて実装することは技術的には可能)。
- 電子インボイス推進協議会として、社会的に責任ある結論を導くためには、①電文層での国内商習慣への対応の道筋、②通信層での国内既存データ連携基盤との接続の道筋、③国内企業が容易に調達実装出来る見込みを検証し、説明出来るようにすべき。

2020/11/7 r6 ©2020 ITCA 7

### 「日本版電子インボイス共通基盤」実装イメージ



2020/11/7 r6

©2020 ITCA

8

## 共通基盤の「変換共通辞書」

#### • 電子インボイス共通メッセージ辞書

- 業界固有メッセージの情報項目を業種の壁を越えて連携するため、 メッセージ変換のための共通メッセージ辞書を策定する
- 共通メッセージ辞書は国連CEFACTの共通辞書(UN/CCL)を参照し、適格請求書連携に必要な情報項目を変換するための変換共通辞書として策定する
- 各業界電子インボイスは共通メッセージ辞書とのマッピング表を 公開すれば、異なる業界間の適格請求書対応メッセージの連携が 実現する
- 【提案】業種の壁を越えた適格請求書連携に必要な「共通メッセージ辞書」を国連CEFACT共通辞書を参照して策定する
- 電子インボイス共通コード表
  - 各業界EDIは多様な取引プロセスの手順等に対応するために業界標準コード表を提供している。しかし、各業界は独自にコードを設定し定義しているので、電子インボイスを連携するためには電子インボイス共通コード表が必要になる
  - 国連CEFACTは国際的な共通コード表を提供し、UBLもこのコード 表を採用している
  - 我が国の業界間電子インボイス連携のためには国連CEFACT共通 コード表を参照して日本版共通コード表の策定を行う。
  - 【提案】国連CEFACT共通コード表を参照し、適格請求書連携に必要な「日本版電子インボイス共通コード表」を策定する

### 行政電子インボイスへの要望

- 「行政電子インボイス」は行政DXの一環
  - 「行政電子インボイス」は行政DXデジタル化の一環であり、その目的は日本版電子インボイス共通仕様の目的(業界の壁を超える適格請求書交換の実現)とは異なることを明確にしていただきたい
  - 注文と請求をセットにした行政DX化
    - サプライチェーン生産性向上のために、行政が発行する注文書のデジタル化と請求書のデジタル化をセットにした「行政 EDI」として導入していただきたい
- 「行政EDI」のユーザー対応
  - 「行政EDI」(行政電子インボイスを含む)は連携先中 小企業が一般的に利用する業務アプリに、大きな変更を 加えることなく連携できるようにしていただきたい
  - 「行政EDI」(行政電子インボイスを含む)は大手業界 EDI団体や大手ユーザー企業との合意をお願いしたい

# 日本版電子インボイス共通仕様について

### 日本版「電子インボイス共通仕様」の提案

- 【前提】業界毎に固有電子インボイスが実用化される ので、このままでは多様な電子インボイスの連携がで きなくなる
  - この問題を解決する日本版電子インボイス共通仕様が必要
- 【提案1】電子インボイス共通仕様策定の目的再定義
  - 【目的1】業界固有の適格請求書対応電子インボイスを、業界の壁を越えて連携可能とすること < 必須 >
  - 【目的2】電子インボイスへ付加価値付与のため、エビデンス文書の自動突合機能を提供すること<選択必須>
- 上記目的実現のための要件
  - 【要件1】適格請求書交換ユースケースは「我が国商取引 (月締め決裁)」に適合していること
    - EN規格のユースケースは月締め決裁に適合していない
  - 【要件2】要件1に適合し、「異なる業界固有電子インボイス交換のための共通仕様」が提供されること
    - 中小企業共通EDI、PEPPOL (UBL) はいずれも異なる業界間電子インボイス交換を目的としていないので、この要件への利用には適さない

12

- 中小企業共通EDIは紙請求書のデジタル化が目的
- PEPPOLは欧州行政機関の電子インボイス交換が目的

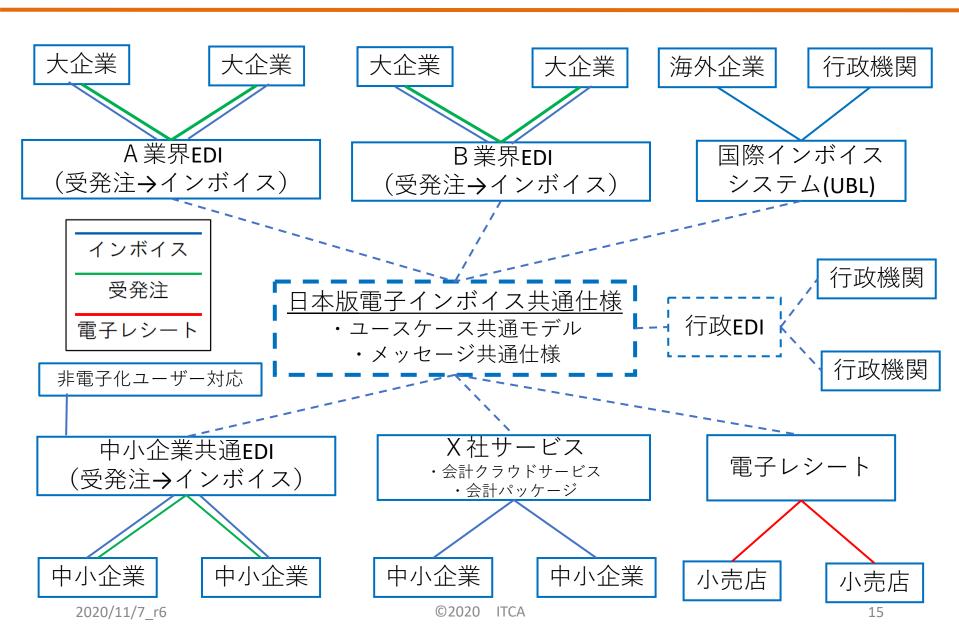
### EIPA「電子インボイス共通仕様」への提案

- 【提案2】「業界固有電子インボイス間連携のための電子 インボイス共通仕様」策定<案3の提案>。
- 異なる業界固有電子インボイスを連携するための電子インボイス共通仕様が存在しないので、EIPAで策定。 電子インボイス共通仕様の要件を次に示す。
  - 【共通仕様要件1】適格請求書交換のための「ユースケース共通 モデル」標準化
    - 我が国商習慣(月締め決裁等)を踏まえた適格請求書対応電子インボイス交換手順をユースケース共通モデルとして標準化
  - ・ 【共通仕様要件 2 】「電子インボイス共通辞書」と「変換手順」の標準化
    - 業界固有電子インボイス毎に定義された適格請求書の情報項目と自動突合に必要な情報項目(以下、電子インボイス必須情報項目という)の連携を可能とするため、用語と定義を統一した共通辞書(共通メッセージ辞書と共通コード表)および変換手順を策定し、異なる業界電子インボイス間の変換による連携を可能とする
  - 【共通仕様要件3】異なる業界電子インボイス間で電子インボイス必須情報を伝送する「メッセージ共通データモデル」標準化
    - 業務アプリ間で電子インボイスを交換するに際し、業界の壁を越えた メッセージ交換のため、メッセージ共通データモデルを策定
  - 【共通仕様要件4】「日本版電子インボイス共通ネットワーク」
    - 業界間連携には、各業界のアクセスポイントにゲートウェイを設け、業界アクセスポイント相互間を「日本版電子インボイス共通ネットワーク」を介して共通メッセージで通信する
    - 通信プロトコルは既存の国際標準EDIプロトコルから選択して利用する

### 日本版電子インボイス共通仕様の構成

- 日本版電子インボイス共通仕様 draftの構成
- 1. オペレーションレイヤー共通仕様
  - ① 日本版電子インボイス共通ユースケース\_draft
    - 「J1」:月締め請求モデル
    - 「J2」: 仕入明細モデル
    - 「J3|:委託販売モデル
    - 「J4|:電子レシートモデル
- 2. メッセージレイヤー共通仕様
  - →UN/CEFACT CII準拠メッセージ
  - ① 電子インボイスメッセージ共通データモデル\_draft
  - ② 電子インボイス共通メッセージ辞書\_draft
  - ③ 電子インボイス共通コード表\_draft
- 3. トランスポートレイヤー共通仕様
  - ① アクセスポイント間を連携する共通プロトコル
  - ② 共通ネットワークへ接続するアクセスポイント共通仕様

### 日本版「電子インボイス共通仕様」案



### オペレーションレイヤー

大企業

大企業

大企業

大企業

海外企業

海外行政

JEITA ECALGA

月締め請求ユースケース 仕入明細ユースケース 流通BMS

月締め請求ユースケース 仕入明細ユースケース **PEPPOL** 

海外取引ユースケース (都度請求ユースケース)

非電子化ユーザー 都度請求ユースケース <u>ユースケース共通モデル</u>

月締め請求ユースケース (都度請求ユースケース含む) 仕入明細ユースケース 行政機関

行政EDI

行政機関

中小企業共通EDI

月締め請求ユースケース (都度請求ユースケース含む) 仕入明細ユースケース

中小企業

中小企業

X社サービス

・会計クラウドサービス ・会計パッケージ

月締め請求ユースケース (都度請求ユースケース含む)

中小企業

中小企業

電子レシート

都度請求ユースケース +電子レシート対応

小売店

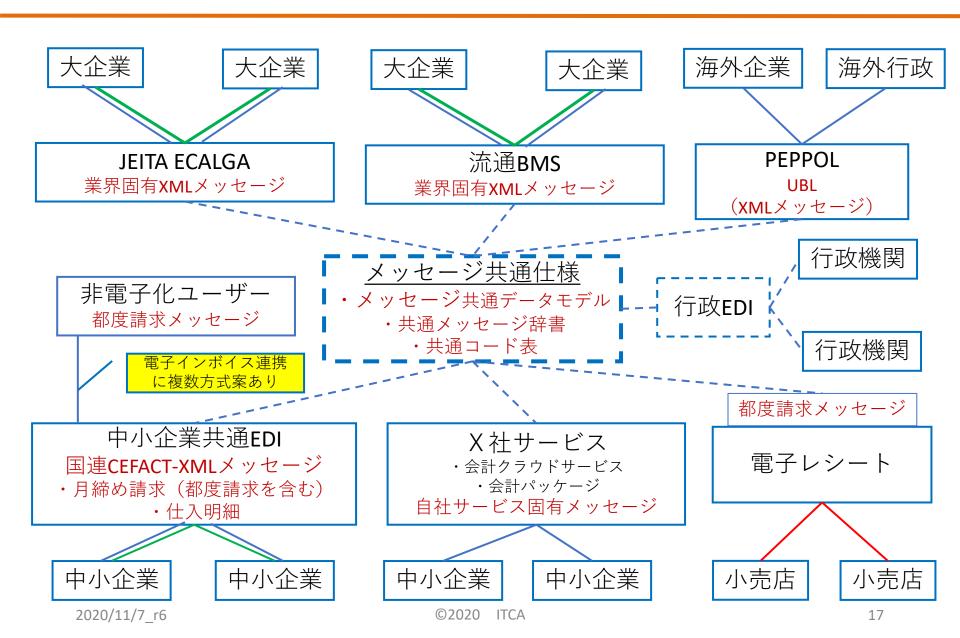
小売店

2020/11/7 r6

©2020 ITCA

16

### メッセージレイヤー



# インボイスの ユースケース共通モデル

### EN16931-1規定の分析と提案

- 電子インボイスの欧州規定EN16931-1
  - 欧州委員会 (EN) は行政機関の電子インボイス利用を規定。電子インボイスユースケースモデル12件を提示
  - さらに電子インボイス・メッセージについて機能要件255件のルールを定めている
- 【提案】日本版電子インボイス共通ユースケー スモデル策定が必要
  - ENの取引ユースケースモデルを拡張し、下記の日本版適格請求書対応ユースケースモデルを新設する
    - 「J1」:月締め請求モデル
    - 「J2|: 仕入明細モデル
    - 「J3」:委託販売モデル
    - 「J4|:電子レシートモデル

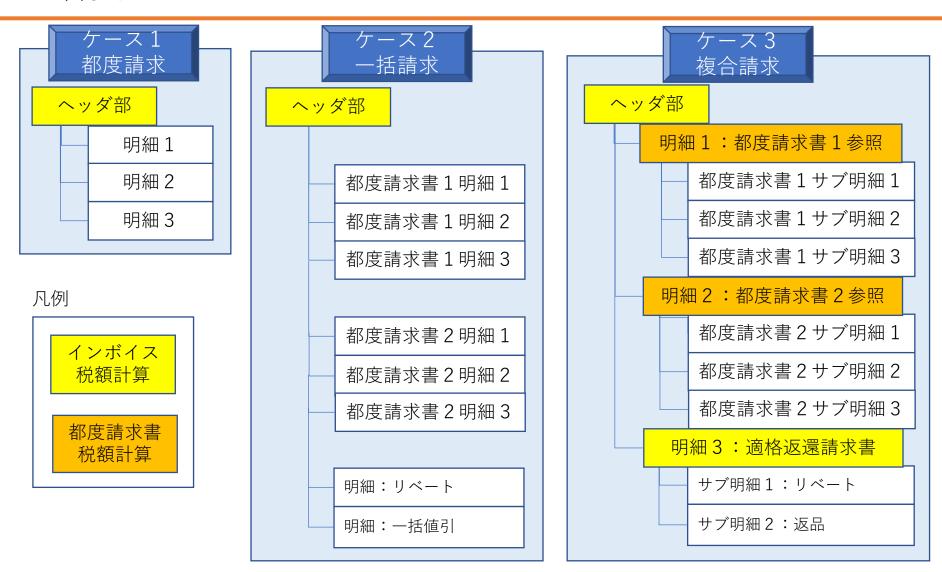
### インボイスのユースケース基本形

- 国際取引と国内取引はユースケース基本形が異なる
  - 国際取引ユースケース:都度インボイス →個別の取引ごとに都度決済されるインボイス(都度請求書)が一般的
  - 国内取引ユースケース:月締めインボイス
    - →都度請求書も利用されているが、決裁は月締めが一般的
    - →ただし紙帳票利用の非IT化小規模企業は都度請求書を利用
- 月締めインボイスには次の2つのユースケースがある
  - 【月締めユースケース1】月締め請求インボイス
    - →受注者が月締めで発行する請求書をインボイスとして利用するユースケース
  - 【月締めユースケース 2 】仕入明細インボイス(請求レスインボイス)
    - →発注者が月締めで発行する仕入明細書をインボイスとして利用するユース ケース
    - →受注者の確認が必要
- 月締めインボイスのユースケースにはつぎの配慮が必要
  - 異なる税額計算手順があり、異なるユースケースとなる
  - リベート・値引き・返品や相殺の処理も必要
    - リベート・値引き・返品は適格変換請求書の要件組込みが必須
    - 相殺は「発注者」が発行する請求インボイス処理が必要
- 【提案】適格請求書対応ユースケース共通モデルを策定する

### 月締めインボイスの税額計算手順

- 月締めインボイスの消費税額計算手順は2つある
  - 【手順1】一括税額計算
    - エビデンスの個別請求書明細行請求金額を月締めインボイス で足し上げて、月締めインボイスへッダ部で税額計算
  - ・ 【手順2】 個別税額計算の積上げ計算
    - 納品ごとのエビデンス参照文書の税額計算値を月締めインボイスへッダ部で積上げ集計
- 適格請求書税額計算手順のユースケースへの適用
  - 請求ユースケース:
    - 【手順1】→一括請求ユースケース
    - 【手順2】→複合請求ユースケース
  - 仕入明細ユースケース:
    - 【手順1】→一括仕入明細ユースケース
    - 【手順2】→複合仕入明細ユースケース

### 請求インボイスのユースケース共通モデル



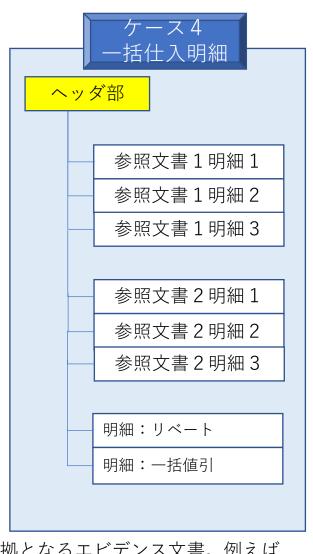
ケース2、ケース3は請求エビデンスが都度請求書のケースを例示

### 仕入明細インボイスのユースケース共通モデル

凡例

インボイス 税額計算

参照文書 税額計算



参照文書は仕入の根拠となるエビデンス文書。例えば 納品書兼都度請求書

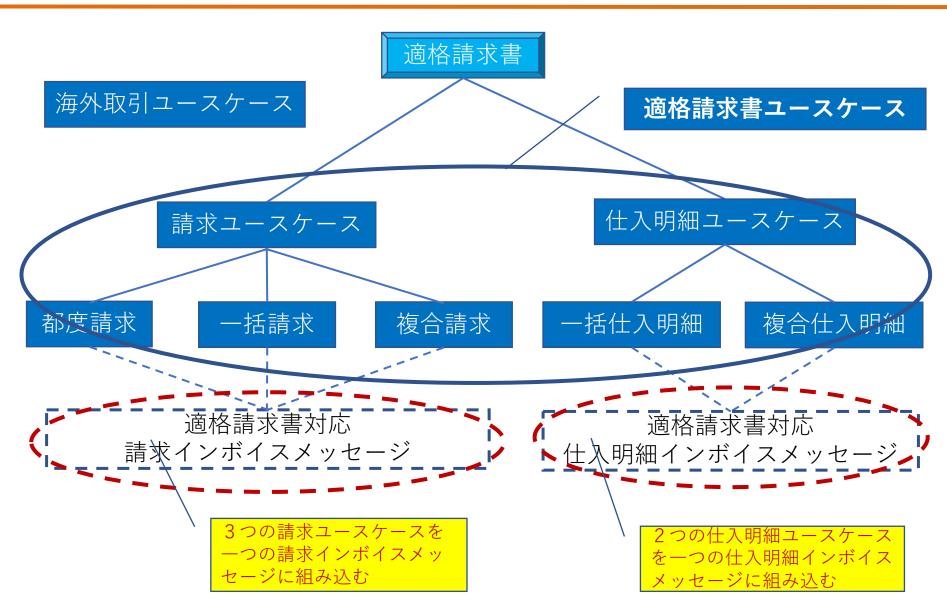


### 適格請求書対応ユースケースの定義

ケース	ユースケース名	ユースケース定義
1	都度請求	都度の請求インボイスで税額計算するケース。デジタル請求書を都度交換する簡易な取引ケース。 小規模事業者の適格請求書交換を想定
2	一括請求	月締めで個別の請求エビデンス文書の明細行データを足し上げて、ヘッダ部で一括して税額計算するケース
3	複合請求	請求エビデンスとなる個別文書毎に税額計算を行い、これらを積上げ計算するケース。請求エビデンスとの紐付けがあれば明細データは無くても適格請求書対応となるが、完全自動消込のため明細データを組込み
4	一括仕入明細	月締めで個別の仕入明細エビデンス文書の明細行 データを足し上げて、ヘッダ部で一括して税額計 算するケース
5	複合仕入明細	仕入エビデンスとなる個別文書毎に税額計算を行い、これらを積上げ計算するケース。仕入エビデンスとの紐付けがあれば明細データは無くても適格請求書対応となるが、完全自動消込のため明細データを組込み

2020/11/7\_r6

### 適格請求書のユースケース共通モデル(案)



2020/11/7 r6

©2020 ITCA

### 海外取引と国内取引

- 海外取引への消費税の適用
  - 輸出:消費税は免税
  - 輸入:消費税は課税
    - 輸入者が輸入申告書を提出して消費税を納入
- 海外取引ユースケース
  - 海外取引は国内取引と処理手順が異なり、貿易プロセスとも 関係するので、国内取引とは分離した海外取引ユースケース が必要
- UBLとのマッピング結果
  - UBLは適格請求書で規定された要件を満たすためには、仕様の 追加が必要
  - UBLは国内取引では利用しない国際取引固有の情報項目を多数含むので、国内取引の共通モデルとしての利用は難しい
- 【提案】
  - UBLは海外取引の参照モデルとし、国内取引ユースケースとは分離して「海外取引ユースケース」を独立して策定する
  - 国内取引は「日本版電子インボイス共通ユースケース」を策定する

## UN/CEFACT CII準拠 適格請求書対応 メッセージ共通仕様

### メッセージ共通仕様策定の前提

- メッセージ共通仕様策定の前提条件
  - 電子インボイス共通仕様の目的<再確認>
    - 【目的1】デジタル適格請求書交換をすべての業種の壁を越えた取引 で実現
    - 【目的2】電子インボイスに付加価値を付与(自動突合の実現等)
  - 電子インボイス・メッセージ共通仕様の構成
    - 多様な業界別固有電子インボイスを業種の壁を越えて連携するために 次の共通仕様を策定
    - ① ユースケース共通モデルに対応するUN/CEFACT CII準拠「メッセージ 共通データモデル」
    - ② UN/CEFACT共通辞書準拠の業界別電子インボイスメッセージ変換の ための情報項目共通辞書(以下、「共通メッセージ辞書」という)
    - ③ 業界別電子インボイスコード表変換のためのコード共通辞書(以下、 「電子インボイス共通コード表」という)
  - 電子インボイス・ユースケース共通モデルのユーザー取引は下 記を想定
    - 【取引 1 】 B2C取引
    - 【取引2】非IT化小規模企業B2B取引(紙請求書B2B取引の補完対策)
    - 【取引3】中小企業間B2B取引
    - 【取引4】大手・中堅発注企業と中小受注企業間B2B取引
    - 【取引5】大手・中堅受注企業と中小発注企業間B2B取引
    - 【取引 6 】大手企業の業種の壁を越えたB2B取引

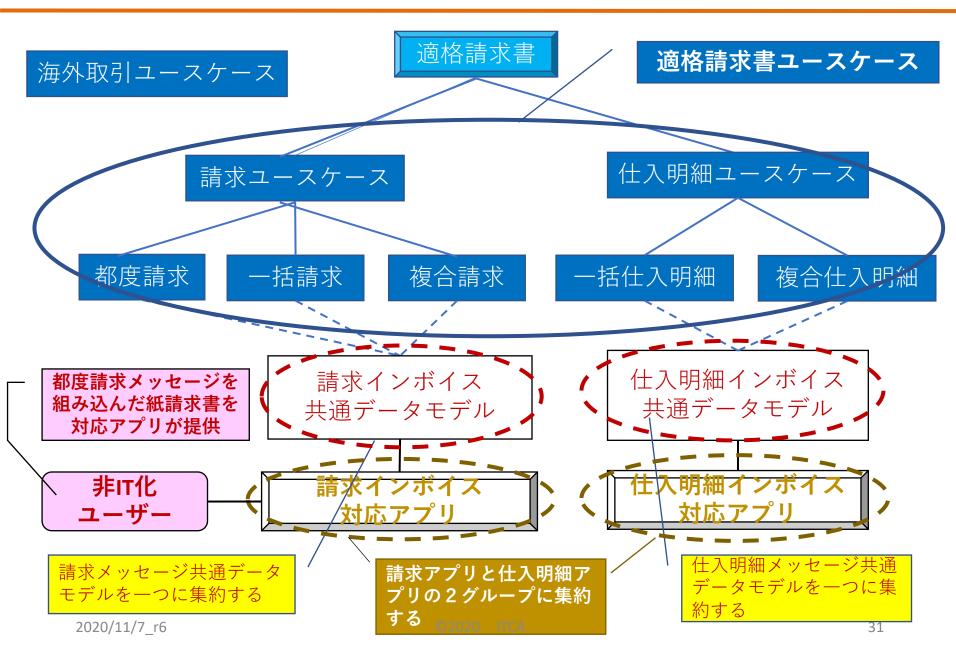
### メッセージ共通データモデル

- 【提案】電子インボイス共通仕様として「メッセージ共通データモデル」を策定する
  - 電子インボイス共通仕様策定の目的に絞り込んだ共通 データモデルに対応するメッセージとして策定
- 共通データモデルメッセージ仕様の策定方針
  - メッセージ共通データモデルの絞込み
    - 多様な適格請求書対応ユースケースごとにメッセージを策定 すると、業務アプリ間の相互連携性の確保が難しくなる。
    - 次の2つのメッセージ共通データモデルに絞り込む
      - 請求ユースケース対応**→**月締め請求メッセージ(都度請求メッセージを包含)
      - 仕入明細ユースケース対応→月締め仕入明細メッセージ
  - 月締めインボイス交換の自動突合機能の組込み
    - 電子インボイスの付加価値として、自動突合機能は取引量の 多い企業にとっては有力なインセンティブとなる。
    - 月締め決裁共通データモデルには自動突合に必要なキー情報 仕様を組み込む

### 共通データモデルメッセージの種類と定義

区分	共通データモデル名	共通データモデル定義
1	都度請求	都度請求ユースケースに対応する共通モデル。個別 請求ヘッダ部と明細部を備え、ヘッダ部で税額計算
2	一括請求	月締めで複数の個別請求エビデンス文書の明細データを格納する明細部とヘッダ部を備える。ヘッダ部で明細請求金額を足し上げ、一括税額計算する
3	複合請求	請求エビデンスとなる個別文書毎に税額計算を行い、 ヘッダ部でこれらを積上げ計算。請求エビデンスと の紐付けがあれば明細データは無くても適格請求書 対応となるが、完全自動消込のため複数請求エビデ ンス文書のヘッダ部と明細部のデータを組込み
4	一括仕入明細	月締めで複数の個別仕入明細エビデンス文書の明細 データを格納する明細部とヘッダ部を備える。ヘッ ダ部で明細請求金額を足し上げ、一括税額計算する
5	複合仕入明細	仕入エビデンスとなる個別文書毎に税額計算を行い、 ヘッダ部でこれらを積上げ計算。仕入エビデンスと の紐付けがあれば明細データは無くても適格請求書 対応となるが、完全自動消込のため複数エビデンス のヘッダ部と明細部のデータを組込み

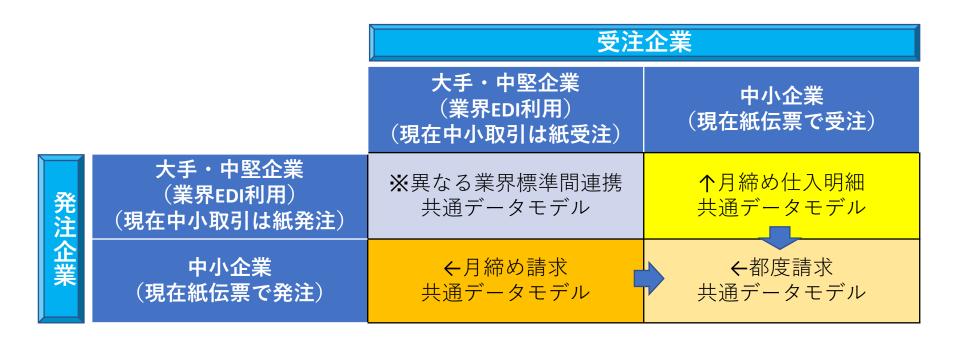
### メッセージ共通データモデル(案)



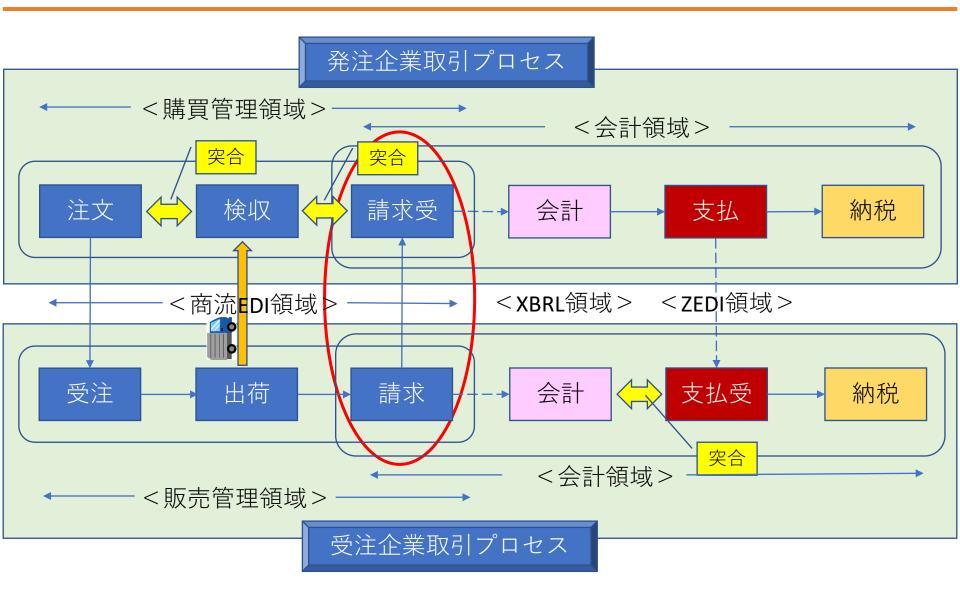
### 共通データモデルの適用取引ゾーン

• 中小企業関連取引の共通データモデルの適用取引ゾーンを示す

大手・中堅企業間取引ゾーン※は業種の壁を超える取引の電子インボイス交換に共通データモデルを利用する



## 請求インボイスの自動突合



## 請求レスインボイスの自動突合

